

議案第 6 8 号

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例
かすみがうら市保育所設置条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 9 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を削る。

別表かすみがうら市立第一保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。